県章

三重県公報

令和2年8月25日（火）
第　135　号
毎週火・金曜日発行

目　　次

（番号）	（題　名）	（担当）	（頁）
	告　　示		
543	介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の廃止の届出	（長寿介護課）	3
544	介護保険法の規定による指定介護予防サービス事業者の廃止の届出	（同）	3
545	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定	（健康推進課）	3
546	生活保護法の規定による医療扶助のための医療を担当させる機関の指定	（地域福祉課）	4
547	生活保護法の規定による指定医療機関からの当該事業の廃止の届出	（同）	4
548	生活保護法の規定による指定医療機関の指定の取消し	（同）	4
549	生活保護法の規定による介護扶助のための介護等を担当させる機関の指定	（同）	4
550	生活保護法の規定による指定介護機関からの当該事業の廃止の届出	（同）	5
551	生活保護法の規定による医療扶助のための施術を担当する施術者の指定	（同）	5
552	生活保護法の規定による指定施術者からの名称等の変更の届出	（同）	5
553	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による医療支援給付のための医療を担当させる機関の指定	（同）	6
554	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定医療機関からの当該事業の廃止の届出	（同）	6
555	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定医療機関の指定の取消し	（同）	6
556	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による介護支援給付のための介護等を担当する機関の指定	（同）	6
557	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定介護機関からの当該事業の廃止の届出	（同）	7
558	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による医療支援給付のための施術を担当する施術者の指定	（同）	7
559	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定施術者からの名称等の変更の届出	（同）	8
560	農産物検査法の規定による地域登録検査機関の登録	（農産物安全・流通課）	8
561	区域内特定養殖業者の同意が要件に適合している旨	（水産振興課）	8
562	漁業災害補償法の規定による一定の区域の設定の一部を改正する告示	（同）	8
563	大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出	（中小企業・サービス産業振興課）	9
564	大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要	（同）	10
	公　　告		
	土地改良区役員の退任の届出	（農地調整課）	10
	土地改良区役員の退任及び就任の届出	（同）	10
	公共測量を実施する旨の通知	（公共用地課）	11
	同件	（同）	12

特 定 調 達 公 告

一般競争入札を行う旨　(廃棄物適正処理プロジェクトチーム)　12
落札者を決定した旨　(技 術 管 理 課)　16

告　　示

三重県告示第 543 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 75 条第 2 項の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者から事業の廃止の届出がありました。

令和 2 年 8 月 25 日

三 重 県 知 事　鈴　木　英　敬

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者名	廃止年月日	サービスの種類
2460390087	訪問看護ステーション鈴鹿シルバーケア豊壽園	鈴鹿市東磯山 2 丁目 5-1	社会福祉法人洗心福祉会	令和 2 年 7 月 31 日	訪問看護
2470505252	特別養護老人ホーム　津の街　ユニット型老人短期入所施設	津市一身田平野 726 番地 6	社会福祉法人　敬峰会	令和 2 年 7 月 31 日	短期入所生活介護
2471300398	有限会社　ネオ・アシスト	名張市美旗中村 771 番地 1	有限会社ネオ・アシスト	令和 2 年 6 月 15 日	特定福祉用具販売
2472700224	指定訪問入浴介護　菜のはな	多気郡多気町土羽字西野 659-10	株式会社菜のはな	令和 2 年 7 月 31 日	訪問入浴介護

三重県告示第 544 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 5 第 2 項の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者から事業の廃止の届出がありました。

令和 2 年 8 月 25 日

三 重 県 知 事　鈴　木　英　敬

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者名	廃止年月日	サービスの種類
2460390087	訪問看護ステーション鈴鹿シルバーケア豊壽園	鈴鹿市東磯山 2 丁目 5-1	社会福祉法人洗心福祉会	令和 2 年 7 月 31 日	介護予防訪問看護
2470505252	特別養護老人ホーム　津の街　ユニット型介護予防老人短期入所施設	津市一身田平野 726 番地 6	社会福祉法人　敬峰会	令和 2 年 7 月 31 日	介護予防短期入所生活介護
2471300398	有限会社　ネオ・アシスト	名張市美旗中村 771 番地 1	有限会社ネオ・アシスト	令和 2 年 6 月 15 日	特定介護予防福祉用具販売
2472700224	指定訪問入浴介護　菜のはな	多気郡多気町土羽字西野 659-10	株式会社菜のはな	令和 2 年 7 月 31 日	介護予防訪問入浴介護

三重県告示第 545 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 59 条第 1 項の規定により、次のとおり精神通院医療に係る指定自立支援医療機関を指定しました。

令和 2 年 8 月 25 日

三 重 県 知 事　鈴　木　英　敬

医療機関の種別	医療機関の名称	所　在　地	指定年月日
病院・診療所	医療法人　敬人会　金丸脳脊椎外科クリニック	伊賀市佐那具町 804 番地 1	令和 2 年 8 月 1 日
薬局	あおば薬局桑名店	桑名市寿町 3-64	令和 2 年 8 月 1 日
薬局	ウエルシア薬局四日市波木店	四日市市波木町字西亀ケ谷 416-1	令和 2 年 8 月 1 日
薬局	ナロー薬局川越店	三重郡川越町大字豊田一色字前浪 273-3	令和 2 年 8 月 1 日

三重県告示第546号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、次のとおり医療扶助のための医療を担当させる機関を指定しました。

令和2年8月25日

三重県知事　鈴　木　英　敬

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
福喜多眼科	津市久居中町134-37	令和2年7月1日
医療法人　ひなが西眼科	四日市市日永西5丁目20-11	令和2年4月1日
すぎ歯科クリニック	伊勢市大世古四丁目506番4	令和2年7月1日
飯田歯科	四日市市富田浜元町1-18	令和2年6月21日
西条調剤薬局	鈴鹿市西条6-13	令和2年7月1日
けいと薬局	鈴鹿市神戸1丁目8-7	令和2年7月1日
クスリのアオキ垂坂薬局	四日市市大字羽津171-27	令和2年8月1日
ナロー薬局川越店	三重郡川越町大字豊田一色字前浪273-3	令和2年8月1日
訪問看護リハビリステーション鶴寿	津市高茶屋二丁目13番1号	令和2年4月1日

三重県告示第547号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から当該事業の廃止の届出がありました。

令和2年8月25日

三重県知事　鈴　木　英　敬

指定医療機関の名称	所在地	廃止年月日
福喜多眼科	津市久居中町134-37	令和2年6月30日
川村歯科医院	桑名市安永2丁目1101-5	令和2年6月30日
西条調剤薬局	鈴鹿市西条6-13	令和2年6月30日
けいと薬局	鈴鹿市神戸1丁目8-7	令和2年6月30日
飯田歯科	四日市市富田浜元町1-18	令和2年6月20日
ひなが西眼科	四日市市日永西5丁目20-11	平成30年3月31日

三重県告示第548号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第2項の規定により、次のとおり指定医療機関の指定を取り消しました。

令和2年8月25日

三重県知事　鈴　木　英　敬

指定医療機関の名称	所在地	申請（開設）者名	取消年月日
瀧原診療所	度会郡大紀町瀧原字裏道1516番3	医療法人　自然医学研究会	令和2年7月31日

三重県告示第549号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、次のとおり介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当させる機関を指定しました。

令和2年8月25日

三重県知事　鈴　木　英　敬

指定介護機関の名称	所在地	申請（開設）者名	申請（開設）者の主たる事務所の所在地	指定年月日	事業（サービス）の種類
やまびこ薬局	津市美里町足坂字石田165番地2	株式会社メディカルリンク	松阪市嬉野中川新町二丁目17番地	令和2年7月1日	居宅療養管理指導

やまびこ薬局	津市美里町足坂字石田 165 番地2	株式会社メディカルリンク	松阪市嬉野中川新町二丁目 17 番地	令和 2 年 7 月 1 日	介護予防居宅療養管理指導
大湊薬局	伊勢市大湊町 812-3	株式会社メディカルリンク	松阪市嬉野中川新町二丁目 17 番地	令和 2 年 7 月 1 日	居宅療養管理指導
大湊薬局	伊勢市大湊町 812-3	株式会社メディカルリンク	松阪市嬉野中川新町二丁目 17 番地	令和 2 年 7 月 1 日	介護予防居宅療養管理指導
みくも調剤薬局	松阪市曽原町 811-1-2	株式会社メディカルリンク	松阪市嬉野中川新町二丁目 17 番地	令和 2 年 7 月 1 日	居宅療養管理指導
みくも調剤薬局	松阪市曽原町 811-1-2	株式会社メディカルリンク	松阪市嬉野中川新町二丁目 17 番地	令和 2 年 7 月 1 日	介護予防居宅療養管理指導

三重県告示第 550 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 4 項において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定介護機関から当該事業の廃止の届出がありました。

令和 2 年 8 月 25 日

三重県知事　鈴　木　英　敬

指定介護機関の名称	所在地	申請（開設）者名	申請（開設）者の主たる事務所の所在地	事業（サービス）の種類	廃止年月日
ココカラファイン薬局　曽祢店	伊勢市曽祢 1 丁目 13-5	株式会社ココカラファイン　ヘルスケア	神奈川県横浜市港北区新横浜 3-17-6	居宅療養管理指導	令和 2 年 7 月 31 日
ココカラファイン薬局　曽祢店	伊勢市曽祢 1 丁目 13-5	株式会社ココカラファイン　ヘルスケア	神奈川県横浜市港北区新横浜 3-17-6	介護予防居宅療養管理指導	令和 2 年 7 月 31 日
アイランド薬局桑名寿店	桑名市寿町 3 丁目 64	アポロメディカルホールディングス株式会社	東京都豊島区南大塚二丁目 45 番 8 号	居宅療養管理指導	令和 2 年 7 月 31 日
アイランド薬局桑名寿店	桑名市寿町 3 丁目 64	アポロメディカルホールディングス株式会社	東京都豊島区南大塚二丁目 45 番 8 号	介護予防居宅療養管理指導	令和 2 年 7 月 31 日
訪問看護ステーション鈴鹿シルバーケア豊壽園	鈴鹿市東磯山二丁目 5-1	社会福祉法人洗心福祉会	津市本町 26 番地 13 号	訪問看護	令和 2 年 7 月 31 日
訪問看護ステーション鈴鹿シルバーケア豊壽園	鈴鹿市東磯山二丁目 5-1	社会福祉法人洗心福祉会	津市本町 26 番地 13 号	介護予防訪問看護	令和 2 年 7 月 31 日

三重県告示第 551 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条において準用する同法第 49 条の規定により、医療扶助のための施術を担当する施術者を指定しました。

令和 2 年 8 月 25 日

三重県知事　鈴　木　英　敬

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	指定年月日
松井　健	こころ四日市治療院	四日市市三重 1 丁目 2 番地メインセンター	令和 2 年 7 月 1 日

三重県告示第 552 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定施術者から名称等の変更の届出がありました。

令和 2 年 8 月 25 日

三重県知事　鈴　木　英　敬

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	変更後の名称等	変更年月日
伊藤　敏郎	かわさき整骨院	伊勢市河崎 3-11-9	かわさき鍼灸整骨院	令和２年６月１日

三重県告示第 553 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第 30 号）第 14 条第４項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により、次のとおり医療支援給付のための医療を担当させる機関を指定しました。

令和２年８月 25 日

三 重 県 知 事　鈴　木　英　敬

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
福喜多眼科	津市久居中町 134-37	令和２年７月１日
医療法人　ひなが西眼科	四日市市日永西５丁目 20-11	令和２年４月１日
すぎ歯科クリニック	伊勢市大世古四丁目 506 番４	令和２年７月１日
飯田歯科	四日市市富田浜元町 1-18	令和２年６月 21 日
西条調剤薬局	鈴鹿市西条 6-13	令和２年７月１日
けいと薬局	鈴鹿市神戸１丁目 8-7	令和２年７月１日
クスリのアオキ垂坂薬局	四日市市大字羽津 171-27	令和２年８月１日
ナロー薬局川越店	三重郡川越町大字豊田一色字前浪 273-3	令和２年８月１日
訪問看護リハビリステーション鶴寿	津市高茶屋二丁目 13 番１号	令和２年４月１日

三重県告示第 554 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第 30 号）第 14 条第４項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の２の規定により、次のとおり指定医療機関から当該事業の廃止の届出がありました。

令和２年８月 25 日

三 重 県 知 事　鈴　木　英　敬

指定医療機関の名称	所在地	廃止年月日
福喜多眼科	津市久居中町 134-37	令和２年６月 30 日
川村歯科医院	桑名市安永２丁目 1101-5	令和２年６月 30 日
西条調剤薬局	鈴鹿市西条 6-13	令和２年６月 30 日
けいと薬局	鈴鹿市神戸１丁目 8-7	令和２年６月 30 日
飯田歯科	四日市市富田浜元町 1-18	令和２年６月 20 日
ひなが西眼科	四日市市日永西５丁目 20-11	平成 30 年３月 31 日

三重県告示第 555 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第 30 号）第 14 条第４項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 51 条第２項の規定により、次のとおり指定医療機関の指定を取り消しました。

令和２年８月 25 日

三 重 県 知 事　鈴　木　英　敬

指定医療機関の名称	所在地	申請（開設）者名	取消年月日
瀧原診療所	度会郡大紀町瀧原字裏道 1516 番３	医療法人　自然医学研究会	令和２年７月 31 日

三重県告示第 556 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第 30 号）第 14 条第４項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の２第１項の規定により、次のとおり介護支援給付のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当させる機関を指定しました。

令和２年８月25日

三重県知事　鈴　木　英　敬

指定介護機関の名称	所在地	申請（開設）者名	申請（開設）者の主たる事務所の所在地	指定年月日	事業（サービス）の種類
やまびこ薬局	津市美里町足坂字石田 165 番地2	株式会社メディカルリンク	松阪市嬉野中川新町二丁目17番地	令和２年７月１日	居宅療養管理指導
やまびこ薬局	津市美里町足坂字石田 165 番地2	株式会社メディカルリンク	松阪市嬉野中川新町二丁目17番地	令和２年７月１日	介護予防居宅療養管理指導
大湊薬局	伊勢市大湊町812-3	株式会社メディカルリンク	松阪市嬉野中川新町二丁目17番地	令和２年７月１日	居宅療養管理指導
大湊薬局	伊勢市大湊町812-3	株式会社メディカルリンク	松阪市嬉野中川新町二丁目17番地	令和２年７月１日	介護予防居宅療養管理指導
みくも調剤薬局	松阪市曽原町811-1-2	株式会社メディカルリンク	松阪市嬉野中川新町二丁目17番地	令和２年７月１日	居宅療養管理指導
みくも調剤薬局	松阪市曽原町811-1-2	株式会社メディカルリンク	松阪市嬉野中川新町二丁目17番地	令和２年７月１日	介護予防居宅療養管理指導

三重県告示第557号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号）第14条第４項において準用する生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の２（同法第54条の２第４項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり指定介護機関から当該事業の廃止の届出がありました。

令和２年８月25日

三重県知事　鈴　木　英　敬

指定介護機関の名称	所在地	申請（開設）者名	申請（開設）者の主たる事務所の所在地	事業（サービス）の種類	廃止年月日
ココカラファイン薬局　曽祢店	伊勢市曽祢１丁目13-5	株式会社ココカラファイン　ヘルスケア	神奈川県横浜市港北区新横浜3-17-6	居宅療養管理指導	令和２年７月31日
ココカラファイン薬局　曽祢店	伊勢市曽祢１丁目13-5	株式会社ココカラファイン　ヘルスケア	神奈川県横浜市港北区新横浜3-17-6	介護予防居宅療養管理指導	令和２年７月31日
アイランド薬局桑名寿店	桑名市寿町３丁目64	アポロメディカルホールディングス株式会社	東京都豊島区南大塚二丁目45番８号	居宅療養管理指導	令和２年７月31日
アイランド薬局桑名寿店	桑名市寿町３丁目64	アポロメディカルホールディングス株式会社	東京都豊島区南大塚二丁目45番８号	介護予防居宅療養管理指導	令和２年７月31日
訪問看護ステーション鈴鹿シルバーケア豊壽園	鈴鹿市東磯山二丁目5-1	社会福祉法人洗心福祉会	津市本町26番地13号	訪問看護	令和２年７月31日
訪問看護ステーション鈴鹿シルバーケア豊壽園	鈴鹿市東磯山二丁目5-1	社会福祉法人洗心福祉会	津市本町26番地13号	介護予防訪問看護	令和２年７月31日

三重県告示第558号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号）第14条第４項において準用する生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（同法第55条において準用する場合を含む。）の規定により、医療支援給付のための施術を担当する施術者を指定しました。

令和２年８月25日

三重県知事　鈴　木　英　敬

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	指定年月日
松井　健	こころ四日市治療院	四日市市三重１丁目２番地メインセンター	令和２年７月１日

三重県告示第559号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号）第14条第４項において準用する生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の２（同法第55条において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり指定施術者から名称等の変更の届出がありました。

令和２年８月25日

三重県知事　鈴　木　英　敬

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	変更後の名称等	変更年月日
伊藤　敏郎	かわさき整骨院	伊勢市河崎3-11-9	かわさき鍼灸整骨院	令和２年６月１日

三重県告示第560号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第２項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録をしましたので、同条第６項の規定により公示します。

令和２年８月25日

三重県知事　鈴　木　英　敬

1　登録年月日及び登録番号

令和２年８月17日　第74号

2　地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
アイビーエー株式会社	代表取締役　和田　満	伊賀市問屋町11番地の２

3　地域登録検査機関が農産物検査を行う農産物の種類

国内産農産物（玄米）

4　登録の区分

品位等検査

5　地域登録検査機関が農産物検査を行う区域

三重県

6　農産物検査を行う農産物検査員

氏名	住所	農産物検査を行う農産物の種類	証明書番号
和田　昂輝	[redacted]	玄米	K242018569

三重県告示第561号

次の加入区及び区域に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第125条の６第１項の規定による区域内特定養殖業者の同意は、同項に規定する要件に適合しているものと認めます。

令和２年８月25日

三重県知事　鈴　木　英　敬

加入区の名称	区　域
特定のり 神原加入区	三重外湾漁業協同組合のうち神原の地区
特定のり 迫間浦・礫浦加入区	三重外湾漁業協同組合のうち迫間浦及び礫浦の地区

三重県告示第562号

漁業災害補償法の規定による一定の区域の設定（平成25年三重県告示第648号）の一部を次のように改正し、公表の日から施行します。

なお、施行日前に責任期間が始まる共済契約については、なお従前の例によるものとします。

令和２年８月25日

三重県知事　鈴　木　英　敬

のり等養殖業の表中

「

特定のり 矢口浦加入区	三重外湾漁業協同組合のうち矢口浦の地区
特定のり 引本加入区	三重外湾漁業協同組合のうち引本の地区

」

を

「

特定のり 矢口浦・引本加入区	三重外湾漁業協同組合のうち矢口浦及び引本の地区

」

に改める。

三重県告示第563号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第６条第１項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第３項において準用する法第５条第３項の規定により次のとおり公告します。

法第８条第２項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名　2　意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地　3　その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項　4　意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から４月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第８条第３項の規定により公告し、縦覧します。

令和２年８月25日

三重県知事　鈴　木　英　敬

1　大規模小売店舗の名称及び所在地

津駅ビル　チャム

津市羽所町官有地

2　変更事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
名古屋ステーション開発株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅一丁目１番３号 ＪＲゲートタワー39階	坂田　一広

（変更後）

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
名古屋ステーション開発株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅一丁目１番３号 ＪＲゲートタワー39階	河野　俊輔

3　変更年月日

平成２年６月26日

4　変更理由

設置者の代表者の変更のため

5　届出の日

令和２年８月４日

6　届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

7　届出等の縦覧の期間及び時間

令和２年８月25日から同年12月25日まで
開庁日の午前９時から午後５時まで

三重県告示第564号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第６条第１項の規定による届出に対して同法第８条第１項の規定により四日市市から聴取した意見の概要について、同条第３項の規定により公告します。

令和２年８月25日

三重県知事　鈴　木　英　敬

1　大規模小売店舗の名称及び所在地
　Ａコープ楠店
　四日市市楠町北五味塚字塩役1465-1ほか９筆
2　四日市市から聴取した意見
　意見なし
3　意見の縦覧場所
　三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
4　意見の縦覧の期間及び時間
　令和２年８月25日から同年９月25日まで
　開庁日の午前９時から午後５時まで

公　　告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出がありました。

令和２年８月25日

三重県知事　鈴　木　英　敬

中勢用水土地改良区（津市納所町520番地）
退任理事

津市一身田中野148番地５	前田茂明
〃　安濃町川西101番地	真柄幸佳
〃　〃　太田1803番地	平松和直

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

令和２年８月25日

三重県知事　鈴　木　英　敬

町屋川沿岸土地改良区（桑名市大字大貝須34番地）
退任理事

桑名市大字安永２丁目1061番地	服部二郎
〃　大字和泉179番地	伊藤成和
〃　大字福江165番地	佐野孝次
〃　大字大貝須４番地	村田政行
〃　大字小貝須833番地	山本文生
〃　〃　113番地	中山征夫
〃　大字東野20番地	丹羽　章
〃　大字地蔵196番地３	水谷榮蔵
〃　大字立田町219番地	宮田四郎
〃　大字福岡町260番地	伊藤幹男
三重郡朝日町大字縄生742番地	山上良彦

三重郡朝日町大字縄生 718 番地	山　本　正　人
〃　〃　〃　699 番地	山　下　三千夫
〃　〃　〃　1983 番地 2	渡　邉　　仁
〃　〃　大字柿 563 番地 5	後　藤　菊　夫
三重郡川越町大字当新田 281 番地	伊　藤　　勝
〃　〃　〃　89 番地	後　藤　幸　三
〃　〃　〃　94 番地	水　越　定　春
〃　〃　大字亀崎新田 47 番地	太　田　孝　雄
〃　〃　〃　10 番地 6	小　澤　昭　三
退任監事	
桑名市大字小泉 15 番地	山　下　良　弘
〃　大字萱町 57 番地 1	平　野　正　次
三重郡朝日町大字縄生 1927 番地 1	栗　田　　剛
〃　川越町大字亀須新田 443 番地	岡　村　与司久
就任理事	
桑名市大字安永 1202 番地	森　　信　孝
〃　大字和泉 179 番地	伊　藤　成　和
〃　大字福江 250 番地	佐　野　孝　明
〃　大字大貝須 64 番地	村　田　賢　三
〃　大字小貝須 113 番地	中　山　征　夫
〃　〃　979 番地	伊　藤　清　隆
〃　大字萱町 31 番地	平　野　　博
〃　大字地蔵 190 番地 6	後　藤　富　彦
〃　大字立田町 219 番地	宮　田　四　郎
〃　大字太平町 20 番地	大　橋　　健
三重郡朝日町大字縄生 718 番地	山　本　正　人
〃　〃　〃　699 番地	山　下　三千夫
〃　〃　〃　1927 番地 1	栗　田　　剛
〃　〃　〃　1983 番地 2	渡　邉　　仁
〃　〃　大字小向 563 番地 5	後　藤　菊　夫
〃　川越町大字当新田 281 番地	伊　藤　　勝
〃　〃　〃　87 番地	山　下　卓　司
〃　〃　大字亀崎新田 10 番地 6	小　澤　昭　三
〃　〃　大字亀尾新田 111 番地 2	太　田　一　榮
〃　〃　大字亀須新田 45 番地	岡　村　　貢
就任監事	
桑名市大字小泉 15 番地	山　下　良　弘
〃　大字東野 20 番地	丹　羽　　章
三重郡朝日町大字縄生 742 番地	山　上　良　彦
〃　川越町大字当新田 89 番地	後　藤　幸　三
員外監事	
桑名市大字萱町 55 番地 3	松　岡　輝　彦

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、国土交通省近畿地方整備局木津川上流河川事務所長から通知がありました。

令和 2 年 8 月 25 日

三 重 県 知 事　鈴　木　英　敬

1　作業種類

公共測量（用地測量）

2　作業期間

令和２年８月31日から令和３年１月29日まで

3　作業地域

名張市黒田

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第１項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県中南勢流域下水道事務所長から通知がありました。

令和２年８月25日

三重県知事　鈴　木　英　敬

1　作業種類

公共測量（基準点測量）

2　作業期間

令和２年８月11日から同年10月16日まで

3　作業地域

多気郡明和町大字上野及び同町大字斎宮

特定調達公告

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成７年三重県規則第84号）第５条の規定により公告します。

なお、この調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第372号。以下「特例政令」という。）の適用を受けるものであり、入札に参加される方は、下記事項を十分ご理解いただいた上、書面により参加してください。

令和２年８月25日

三重県知事　鈴　木　英　敬

1　入札に付する事項

(1)　委託業務名

令和２年度　環境修復事業　第205-2分6003号

桑名市源十郎新田事案支障除去対策事業低濃度ＰＣＢ廃棄物（汚泥等）処理業務委託

(2)　委託業務の特質等

委託業務に関し、三重県知事が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。

(3)　委託期間

契約締結の日から令和４年５月31日までとします。

(4)　委託業務履行場所

三重県桑名市大字五反田字源十郎新田　地内

2　入札参加者及び落札者に必要な資格

(1)　競争入札参加資格

ア　当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

イ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第32条第１項各号に掲げる者でないこと。

ウ　特定業務共同企業体（自主結成とします。以下「共同企業体」という。）として参加する場合は、次に掲げる条件を満たしていること。

(ｱ) 共同企業体結成にあたり共同企業体協定書を締結していること。

(ｲ) 構成員数は、４者以内（運搬を行う構成員３者以内、処分を行う構成員１者）であること。

(ｳ) 構成員の全てが2(1)ア及びイに該当していること。

(2)　落札資格

ア　三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。

イ　三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

ウ　三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

エ　廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）第 14 条の 4 第 1 項及び同条第 6 項、第 15 条第 1 項並びに第 15 条の 4 の 4 第 1 項の規定に基づき、次の表 1 に掲げる必要な許可を同表に定めるところにより有する者（共同企業体にあっては、各構成員が自ら行う処理の内容に応じ、運搬を行う構成員については次の表 1 に掲げる収集運搬の許可等を同表に定めるところにより有し、処分を行う構成員については次の表 1 に掲げる処分の許可等を同表の定めるところにより有する共同企業体）であること。

表 1：収集運搬及び処分に係る許可等

廃棄物の区分	許可等の種類		廃棄物処理法上の条項	許可品目
低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物	収集運搬	低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の無害化処理に係る大臣認定（注 1）	第 15 条の 4 の 4 第 1 項	ポリ塩化ビフェニル汚染物
		特別管理産業廃棄物収集運搬業（注 2）	第 14 条の 4 第 1 項	ポリ塩化ビフェニル汚染物
	処分	低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の無害化処理に係る大臣認定	第 15 条の 4 の 4 第 1 項	ポリ塩化ビフェニル汚染物
		特別管理産業廃棄物処分業	第 14 条の 4 第 6 項	ポリ塩化ビフェニル汚染物
		産業廃棄物処理施設	第 15 条第 1 項	ポリ塩化ビフェニル汚染物

注 1　上表に掲げる「低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の無害化処理に係る大臣認定」については認定内容に収集運搬が含まれていることを指します。

注 2　上表に掲げる「特別管理産業廃棄物収集運搬業許可」は、積込地及び積降地を管轄する都道府県知事又は政令市の長の許可を有すること。

オ　廃棄物処理法第 14 条第 5 項第 2 号イからへまでに掲げる欠格条項に該当しないこと。

カ　落札候補者となった日において、廃棄物処理法に基づき、次のいずれの不利益処分も受けていないこと。

(ｱ)　廃棄物処理業に係る事業停止命令（廃棄物処理法第 7 条の 3 及び第 14 条の 3（廃棄物処理法第 14 条の 6 において準用する場合を含む。））

(ｲ)　廃棄物処理施設に係る改善・使用停止命令（廃棄物処理法第 9 条の 2 及び第 15 条の 2 の 7）

(ｳ)　廃棄物処理施設の設置の許可の取消し（廃棄物処理法第 9 条の 2 の 2 第 1 項及び第 2 項並びに第 15 条の 3）

(ｴ)　再生利用認定の取消し（廃棄物処理法第 9 条の 8 第 9 項（廃棄物処理法第 15 条の 4 の 2 第 3 項において準用する場合を含む。））

(ｵ)　広域認定の取消し（廃棄物処理法第 9 条の 9 第 10 項（廃棄物処理法第 15 条の 4 の 3 第 3 項において準用する場合を含む。））

(ｶ)　無害化認定の取消し（廃棄物処理法第 9 条の 10 第 7 項（廃棄物処理法第 15 条の 4 の 4 第 3 項において準用する場合を含む。））

(ｷ)　親子会社認定の取り消し（廃棄物処理法第 12 条の 7 第 10 項）

(ｸ)　廃棄物の不適正処理に係る改善命令（廃棄物処理法第 19 条の 3）

(ｹ)　廃棄物の不適正処理に係る措置命令（廃棄物処理法第 19 条の 4 第 1 項（廃棄物処理法第 19 条の 10 第 1 項において準用する場合を含む。）、第 19 条の 4 の 2 第 1 項、第 19 条の 5 第 1 項（廃棄物処理法第 19 条の 10 第 2 項において準用する場合を含む。）　及び第 19 条の 6 第 1 項）

キ　廃棄物処理法第 14 条第 13 項に規定する事由が生じていないこと。

ク　会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

3　入札に関する事項

(1)　本入札は、書面により行います。

(2)　共同企業体で入札に参加しようとする者は、共同企業体協定書に定める代表者（代表構成員である企業）が入札するものとします。

4　入札者に求められる義務

単体企業にあっては(1)の申請書に(2)から(4)までに掲げる証明書を添付し、共同企業体にあっては(1)の申請書に構成員ごとの(2)から(4)までに掲げる証明書及び(5)に掲げる書類を添付し、令和２年９月７日（月）12 時までに、5(1)の担当部局に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。ただし、「三重県建設工事入札参加資格者名簿登録者」又は「三重県電子調達システム（物件等）利用登録者」については、(2)から(4)までの書類の提出を免除します。

また、落札候補者にあっては、入札実施後に(6)から(10)までの書類を提出してください。（※(6)、(7)にあっては、新型コロナウイルスの影響により税務署等の関係機関に納税（徴収）猶予制度を受けるために申請したことで、令和２年 10 月 13 日（火）17 時までに納税証明書等の提出（掲示可）ができない場合は、申立書を提出（ＦＡＸ又はメール可）してください。）

(11)の書類については、代理人名義で入札書を提出する場合は、令和２年 10 月６日（火）14 時 15 分までに 5(6)の入札場所に、それ以外の場合（契約権限を受任者に委任する場合等）は、令和２年９月７日（月）12 時までに 5(1)の担当部局に提出してください。

なお、提出した証明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

(1)　三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第４条第１項に定める申請書（様式第１号）（共同企業体にあっては、共同企業体用申請書（共様式第１号）によるものとします。）

(2)　法人にあっては、登記簿謄本又は登記事項証明書（商号、所在地、代表者、（資本金等）の事項が記載されているもの。写し可）

(3)　個人にあっては、身分証明書（身元証明書（本籍地市町村長証明のもの）写し可）

(4)　個人にあっては、成年被後見人、補保佐人等について登記されていないことの証明書（写し可）

(5)　共同企業体にあっては、共同企業体に係る協定書等関係書類

ア　特定業務共同企業体協定書（共様式第２号）

イ　特定業務共同企業体使用印鑑届（共様式第３号）

ウ　特定業務共同企業体委任状（共様式第４号）

(6)　消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その３　未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去６月以内に発行したものです。）の写し（提示可）

(7)　三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあっては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去６月以内に発行したものです。）の写し（提示可）

(8)　収集運搬を行う者について、2(2)エ表１に示す「特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証の写し」又は「低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の無害化処理に係る認定証の写し」

※　「低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の無害化処理に係る認定証の写し」については、認定内容に収集運搬が含まれているものに限ります。

(9)　処分を行う者について、2(2)エ表１に示す「特別管理産業廃棄物処分業許可証の写し及び産業廃棄物処理施設設置許可証の写し」又は「低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の無害化処理に係る認定証の写し」

※　4(8)で「低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の無害化処理に係る認定証の写し」を提出する場合は不要とします。

(10) 2(2)オからクを証明する書類（様式５：誓約書）

(11) 入札に関し、支店又は営業所等に権限が委任されている場合は、その委任状

5　入札手続等に関する事項

(1)　担当部局

〒514-8570　三重県津市広明町 13 番地

三重県環境生活部廃棄物対策局廃棄物適正処理プロジェクトチーム

電話　059-224-2483　　ファクシミリ　059-224-2530

(2)　契約条項を示す場所

(1)に同じです。

(3)　調達説明書（仕様書）の配布方法

本公告日から令和２年 10 月６日（火）までホームページにより提供します。

(4)　入札参加資格確認結果の通知

令和２年９月 28 日（月）までに通知します。

(5)　入札書提出の日時及び場所

ア　紙媒体の持参による入札の場合は、令和２年10月６日（火）14時30分までに(6)の開札場所に提出してください。

イ　郵送による入札の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、調達案件名を記載の上、三重県庁郵便局留めで郵送してください。

提出締切日時　令和２年10月６日（火）14時30分

なお、入札書は令和２年９月29日（火）から同年10月６日（火）14時30分までの間に到着するように郵送してください。

送付先

〒514-0006　三重県津市広明町13番地

宛　先　三重県庁内郵便局留め

受取人　三重県環境生活部廃棄物対策局廃棄物適正処理プロジェクトチーム

案件名　令和２年度　環境修復事業　第205-2分6003号

桑名市源十郎新田事案支障除去対策事業低濃度ＰＣＢ廃棄物（汚泥等）処理業務委託

(6)　開札の日時及び場所

日時　令和２年10月６日（火）14時45分

場所　三重県津市栄町１丁目891

三重県合同ビル　Ｇ201会議室

(7)　入札方法等に関する事項

ア　入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された入札価格に落札希望数量を乗じた金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額となる入札価格及び落札希望数量を記載するものとします。

イ　入札保証金

入札保証金は、入札価格の 100 分の 5 以上の額とします。ただし、三重県会計規則（平成 18 年三重県規則第 69 号。以下「規則」といいます。）第 67 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

ウ　契約保証金

契約保証金は、契約金額（落札に応じた数量に単価を乗じて算出した廃棄物の運搬及び処分に係る業務委託料の総額（円未満の端数が生じた場合はその端数を切り捨てた額）に、消費税及び地方消費税（又は相当）額を外税で加算した額（円未満の端数が生じた場合はその端数を切り捨てた額））の 100 分の 10 以上の額とします。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条第１項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第１項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の 100 分の30以上とします。

また、規則第 75 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第４項第１号、第２号又は第４号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

エ　落札者の決定方法

本入札の落札方式は、特例政令第 10 条第１項の規定に基づく複数落札入札制度によるものとします。落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県知事が判断した入札者であって、予定価格を超えない単価の入札者のうち、低価の入札者から順次需要数量である 3,800 トンに達するまでの入札者をもって落札者とします。

なお、本入札における最小落札希望数量は100トンとします。

また、最後の順位の落札候補者の落札希望数量が、他の落札候補者の落札希望数量と合算して需要数量を超えるときには、その超える数量については落札がなかったものとします。

オ　入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第71条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

また、100トン未満の数量又は3,800トンを超える数量が記載された入札は無効とします。

6　その他

(1)　入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2)　契約書作成の要否

要

(3)　入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札参加者が5者に満たないときは、特例政令第10条第11項の規定により、本入札を取り消すことがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(4)　苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成26年三重県告示第292号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

(5)　申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。

(6)　本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。

(7)　本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

7　Summary

(1)　Nature and Quantity of the Services to be Required：

Transport and disposal of low-concentration PCB waste(sludge), implemented as permanent countermeasure for the environmental remediation project on Kuwana city Genjyuro-shinden Case.

(2)　Bid Submission Deadline：

①　Bringing bidding document in person

Bids that are submitted in person must be received by 2:30 P.M. on Tuesday, October 6, 2020.

②　Submission by registered mail

Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office between Tuesday, September 29, 2020 and 2:30 P.M on Tuesday, October 6, 2020.

(3)　Date and Time for the bid opening：

The meeting for the bid opening will begin at 2:45 P.M.on Tuesday, October 6, 2020.

(4)　Managing Authority：

Waste Processing Project Team, Department of Environmental and Social Affairs, Mie Prefectural Government.

13 Komei-cho, Tsu city, Mie prefecture, 514-8570, Japan

TEL: 059-224-2483

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

令和2年8月25日

三重県知事　鈴　木　英　敬

1	特定役務の名称	三重県公共工事設計積算システム（第6期）構築・運用保守業務委託
2	担当部局	三重県津市広明町13番地 三重県県土整備部技術管理課情報化班
3	落札者決定日	令和2年8月17日
4	落札者	愛知県名古屋市西区名西2丁目33番10号 東芝デジタルソリューションズ株式会社　中部支社　支社長　駒林　博志
5	落札金額	入札価格　290,000,000円 契約金額　319,000,000円
6	決定手続	総合評価一般競争入札
7	入札公告日	令和2年6月5日

発行　三　重　県

三重県津市広明町13番地
三重県総務部法務・文書課
電話　059-224-2163
三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 http://www.pref.mie.lg.jp/